

浜田市告示第 121 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により市道の供用を開始するので告示します。

その関係図面は、次により一般の縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 14 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 縦覧の期間 告示の日から 14 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 縦覧の場所 浜田市役所都市建設部維持管理課
- 供用開始の内容

路 線 名	起 点	供 用 開 始 日
	終 点	
周布 11 号線	浜田市日脚町 955 番 5 地先	令和 8 年 8 月 14 日
	浜田市日脚町 1401 番 1 地先	